

新庁舎移転等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「新庁舎移転等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の業務について、事業者から独自のノウハウや過去の実績を活かした技術提案を受け、新庁舎への移転等業務を確実かつ円滑に実施するため、知識や経験を有する優れた委託候補者を選定することを目的とし、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務概要

（1）業務名

新庁舎移転等業務

（2）履行場所

仕様書のとおり

（3）業務内容

本市が想定している仕様書に掲げる次の項目及び、技術提案による。

- ① 什器等備品の移転
- ② 文書等の移転
- ③ 文書の廃棄
- ④ 移転備品のクリーニング
- ⑤ 不用備品の搬入
- ⑥ その他（計画、養生等）

（4）履行期間

契約締結の日から令和2年10月30日（金）までとする。

ただし、新庁舎への什器等備品の移転業務は、令和2年9月21日（月）までとする。

（5）委託契約限度額

20,401千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 事務局

本業務の事務局は、次のとおりとする。

神崎市役所 総務企画部 庁舎整備課

住所 〒842-8601 佐賀県神崎市神埼町神埼410番地

TEL 0952-37-0011（直通）

FAX 0952-52-1120

E-mail soumu-03@city.kanzaki.lg.jp

4 参加要件

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件を満たす単体企業とする。

(1) 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 令和元・2年度の神崎市入札参加資格登録を受けている者であること。
ただし、登録を受けていない者であっても、参加表明書と併せて神崎市物品（引越）に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程に基づく、入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる者は参加できる者とする。
- ③ 貨物自動車運送事業法による許可を受けている者であること。
- ④ 参加表明書の提出日から契約締結日までの期間で、佐賀県及び本市から指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の申し立てがなされていない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(2) 資格要件

- ① 佐賀県内又は福岡県内のいずれかに本店又は契約権限を有する支店（営業所）を有する者であること。
- ② 過去10年以内に、国又は地方公共団体の移転業務を元請として受注し、履行した実績を有する者であること。

5 参加手続等スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ① 公募開始 | 令和2年6月30日（火） |
| ② 質問受付 | 令和2年6月30日（火）～令和2年7月6日（月） |
| ③ 現場案内 | 令和2年7月1日（水） |
| ④ 回答期限 | 令和2年7月7日（火） |
| ⑤ 参加表明書提出期限 | 令和2年7月8日（水） |
| ⑥ 参加資格通知 | 令和2年7月10日（金） |
| ⑦ 技術提案書提出期限 | 令和2年7月17日（金） |

- | | |
|-----------|------------------|
| ⑧ 技術提案の審査 | 令和2年7月21日(火)(予定) |
| ⑨ 審査結果通知 | 令和2年7月22日(水)(予定) |
| ⑩ 契約締結 | 令和2年8月3日(月)(予定) |

6 実施要領等の配布、現地案内

(1) 配布方法

神崎市公式ホームページから入手すること。

<https://www.city.kanzaki.saga.jp/>

(2) 配布期間

令和2年6月30日(火)から令和2年7月8日(水)まで

(3) 現場案内

現施設の図面等がないことから、配布資料ではわかりづらい施設の状況や備品の状況を確認していただくため、本業務に関する現場案内を実施します。

- | | |
|-------|---|
| ① 日時 | 令和2年7月1日(水)午前10時00分 |
| ② 場所 | 神崎市役所北側駐車場に集合してください。 |
| ③ 参加者 | 各者2名まで |
| ④ その他 | この日時以外に現地を確認される場合は、事務局に連絡し、
現地に行くこと。 |

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

別添「参加表明書提出要領」による。

(2) 提出部数

正本1部 副本5部(複写可)

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(4) 提出期間

令和2年6月30日(火)から平成2年7月8日(水)まで

(5) 提出場所

「3 事務局」に同じ

8 参加資格の審査方法及び結果の通知

(1) 審査方法

神崎市建設工事等入札参加資格審議会規程に基づき、参加資格の審査を行う。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加表明書を提出した者全てに通知する。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

9 技術提案書の提出

(1) 提出書類

別添「技術提案書提出要領」による。

(2) 提出部数

正本1部 副本5部（複写可）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(4) 提出期間

令和2年6月30日（火）から令和2年7月17日（金）まで

※参加資格審査の結果後に受付を行うため、参加資格審査の結果、参加資格を有しない者と判断した場合は、返送するものとする。

(5) 提出場所

「3 事務局」に同じ

10 審査方法及び結果の通知

(1) 審査方式

本プロポーザルは、1段階審査方式で行う。

(2) 審査会

本プロポーザルの審査は、提出された技術提案書の内容について、審査員が書類審査形式で行う。

(3) 審査結果

審査会において、最優秀者と次点者を選考する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、技術提案書を提出し、受理された者全てに通知する。

通知は、令和2年7月22日（水）を予定している。

11 契約の締結等

(1) 契約の方法

最優秀者を随意契約の相手方として、契約の交渉を行うものとする。

ただし、最優秀者との契約が不可能となったときは、次点者を随意契約の相手方とする。

(2) 契約の手続き

神崎市財務規則による。

1 2 留意事項

- (1) 提出期限後における参加表明書及び技術提案書の変更は認めない。
- (2) 受理した参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
- (3) 原則として、本業務の全部を第三者に再委託することはできない。
- (4) 本プロポーザルに係る費用は、提案者が全て負担するものとする。
- (5) 参加表明書提出後に本プロポーザルを辞退する場合には、速やかに事務局に連絡するとともに、辞退届（様式第11号）を事務局に提出すること。